

「平成 20 年岩手・宮城内陸地震義援金」ありがとうございます。

この災害義援金は被災者救援のため、「宮城県災害義援金募集配分委員会」に逐次送金し、同委員会から被災者の方々へ公平に配分されます。皆様方の温かいご支援に深く感謝申し上げますとともに、今後とも赤十字事業へのご支援ご協力をお願いします。

受 領 証

No 250

日本大学本部・学部・付属高等学校(24校) 様

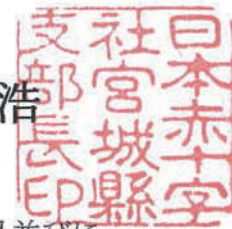
¥1, 154, 361-

但し 平成 20 年岩手・宮城内陸地震義援金として
上記正に受領いたしました

2008年 8月 8日

日本赤十字社宮城県支部

支部長 村 井 嘉 浩



(注)この受領証記載の金額は、所得税法第 78 条第 2 項第 1 号、法人税法第 37 条第 3 項第 1 号並びに
地方税法第 37 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に規定する寄付金に該当します。